

午後1時30分開会

○たかざわ委員長 こんにちは。ただいまから地域文教委員会を開会いたします。

欠席届が出ております。湯浅子ども支援課長、及び小川国際平和・男女平等 인권課長が出張公務のため、それぞれ欠席です。

お手元の日程に入る前に、皆様、既にご案内かと思いますが、我々と共にこの当委員会で議論を続けてきましたうがい委員が、去る6月5日、急逝されました。ここに委員会として哀悼の意を表し、また故人のご冥福をお祈りし、皆さんと共に黙禱をささげたいと思います。恐れ入りますが、ご起立ください。

〔起立〕

○たかざわ委員長 黙禱。

〔黙禱〕

○たかざわ委員長 お直りください。

それではご着席ください。

〔着席〕

○たかざわ委員長 ありがとうございます。着座にて進行をさせていただきます。

それでは、日程に入ります。本日の日程及び資料をお配りしています。報告事項は、子ども部が2件、地域振興部が5件です。この日程に沿って進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、日程1、報告事項に入ります。（1）番、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給について、理事者からの説明を求めます。

○小阿瀬子育て推進課長 それでは、教育委員会資料の1、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給につきましてご説明をさせていただきます。

こちらの給付、昨年度も同種の給付をしておるものでございまして、概要が冒頭の文に書いてございますけれども、コロナによる影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する子育て世帯に対しまして、児童一人当たり一律5万円を支給するというものでございます。

1番に支給の対象が書いてございます。

（1）ひとり親の子育て世帯でございます。こちらについては、三つございまして、①令和4年4月分児童扶養手当受給者が対象になります。このほか、②で、公的年金受給によりまして、児童扶養手当が支給されていない方になります。三つ目といたしまして、こちら、コロナの影響で家計が急変し、児童扶養手当受給世帯と同じ水準になっていらっしゃる方というところが、まず一つ目の対象でございます。

（2）、二つ目でございます。その他の子育て世帯。二人親になりますけれども、令和4年4月分児童手当又は特別児童扶養手当の受給者ですとか、高校生相当の児童のみを養育されている世帯で、①の令和4年度住民税均等割が非課税の世帯の方、こちらが対象になります。このほか、令和4年1月以降に家計が急変し、非課税相当に収入が減ってしまっているという方が支給対象になります。

2番、支給の方法です。ひとり親世帯で児童扶養手当受給者の方とですね、その他世帯

で、住民税均等割が非課税世帯の方は、あらかじめ手当登録済みの口座に自動的に振込みをさせていただきます。これ以外の方につきましては、申請を頂きまして、給付決定後に口座に振込みという流れになってございます。

3番、予定の経費でございます。約6,960万2,000円を見込んでございます。全額国庫負担となりまして、執行については、予備費で行わせていただく予定です。内訳についてはご覧のとおりでございます。

4番、事業スケジュールでございます。ひとり親子育て世帯分につきましては、申請が要らない方については、6月30日に支給を予定してございます。申請が必要な方につきましては、6月20日から令和5年の2月28日までに申請をいただきまして、支給をするという流れでございます。

その他の子育て世帯分の申請の要らない方については、7月末に支給を予定しておるものでございます。その他申請が必要な方については、7月12日から来年の2月28日までに申請を頂き、支給をするという流れでございます。

最後、周知でございます。この後、今日以降に事業の概要を区のホームページに掲載いたしまして、追って6月20日号、7月20日号広報紙にも掲載をいたしまして、周知を図っております。

説明は以上でございます。

○たかざわ委員長 はい。説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

○牛尾副委員長 ちょっと確認をさせていただきたいんですけども、この支給対象の人数ですけども、これは、受給する資格があるよという方が、ひとり親では400人、その他の子育て世帯では825人ということよろしいですか。

○小阿瀬子育て推進課長 はい。おっしゃるとおりでございます。内訳を申し上げますと令和4年4月、見込みの数になりますけれども、令和4年4月分児童扶養手当受給者につきましては250人、公的年金等につきましては60人、家計急変者については90人を見込んでおるところでございます。

○牛尾副委員長 特にこのひとり親子育て世帯の400人については、区内のひとり親子育て世帯のうち大体どれぐらいの割合になるんですか。

○小阿瀬子育て推進課長 ひとり親の方の中で、私どもの課のほうでひとり親の手続、支援を受けていらっしゃる方が、大体児童扶養手当ですとか児童育成手当、また医療証などの申請者、まあ重なり合っておりますけれども、大体400世帯程度というふうに見込んでございまして。その内から申しますと、大体60%ぐらいがこの申請なしの給付の対象者というところで捉えているところでございます。

○牛尾副委員長 大体6割ぐらいが対象。で、残り4割が対象外、要するに所得の基準が超えているということだと思っておりますけれども。特にひとり親の場合は、一定程度、児童扶養手当を受ける所得以上を持っている方といっても、やはりなかなか大変な生活状況があると思うんですけど、これは国が設けた線なんでね、こういうふうにあっているんでしょうけれども、これを受け取れない方々のひとり親世帯への何らかこう、対策といいますか、支援というのか、そういうのは検討できないのか、されているのか、いかがですか。

○小阿瀬子育て推進課長 今回、国の枠で給付をしておるところでございますけれども、給付のほうですね、新たなボーダーラインというのも出てきてしまうところもございまして、単純にその対象にならない方も一律に給付するというところとか、どこで給付の線を設けるのかと非常に難しいところございまして、現時点では、上乘せ給付というのは考えていないところでございます。

○たかざわ委員長 よろしいですか。

○牛尾副委員長 はい。

○たかざわ委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。それでは、（１）低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給について、質疑を終了いたします。

次に、（２）教員特殊業務手当（幼稚園教育職員）の見直しについて、理事者からの説明を求めます。

○山本指導課長 それでは、私からは、幼稚園教育職員の特殊業務手当の見直しについて、教育委員会資料２に基づき説明をいたします。本件は、第２回定例会で条例改正をお願いする案件の事前の情報提供となります。

それでは、資料２をご覧ください。

まず、１、趣旨ですが、既に条例改正済みの東京都等との均衡を図るために、この教員特殊業務手当の見直しを行うものとなります。この教員特殊業務手当ですが、職員が幼稚園の管理下において行う非常災害時等の緊急業務に従事した場合で、当該業務が心身に著しい負担を与える程度のものであるとするとときに支給する特殊勤務手当を示しています。

次に、２、改正内容ですが、まず、（１）として、幼稚園教育職員の給与に関する条例において、教員特殊業務手当の上限額を従来までの「６,４００円」から「１万６,０００円」に引き上げるものです。

また、（２）として、条例で上限額を引き上げた後、具体的内容を規則で定めます。資料の表にお示しのとおり、幼稚園教育職員の特殊業務手当に関する規則に定められた四つの業務のそれぞれについて手当の額を引き上げ、その上限額であった表でお示しする、（２）特に被害が甚大な災害発生時における幼児を含む避難住民の救援業務について、従来までの６,４００円から１万６,０００円に引き上げることを含め、それぞれの支給額を引き上げるものです。

３、改正を予定している条例及び教育委員会規則は、議会に改正をお願いする幼稚園教育職員の給与に関する条例と幼稚園教育職員の特殊業務手当に関する規則となります。

４、施行予定期日は、公布の日から施行となっておりますが、令和４年４月１日以降の勤務に係る教員特殊業務手当について適用し、同日前の勤務に係る教員特殊業務手当については、従前の例によることとなります。

本件についての説明は以上です。

○たかざわ委員長 本件は第２回定例会の提出予定案件ということですので、詳細につきましては、第２回定例会の常任委員会の中で行います。概括的な質疑や資料要求などがございましたらお願いいたします。よろしいですか。

林委員。

○林委員 資料のほうで、改正されるに当たって、どれぐらいの財政に影響があるのか、何人対象で、その結果幾らぐらいになるのかというのを、参考資料でも何でも添付していただいて、議案審査したいと思うんですが。

○山本指導課長 今、林委員からお話しいただきました資料につきましては、準備をさせていただいて提出させていただきます。

○たかざわ委員長 はい。お願いいたします。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。それでは、（２）教員特殊業務手当（幼稚園教育職員）の見直しについて、質疑を終了いたします。

以上で子ども部の報告を終わり、地域振興部の報告に入ります。

地域振興部（１）箱根地区における協定施設の取り扱いについて、理事者からの説明を求めます。

○小玉コミュニティ総務課長 それでは、箱根地区における協定施設の取り扱いについて、地域振興部資料１に基づきましてご報告をさせていただきます。

このほど、箱根地区の宿泊事業者と協議がほぼまとまりまして、項番３にございますとおり、箱根地区における新たな協定施設として、「ホテルマロウド箱根」を令和４年９月１日の宿泊分から利用を開始できる運びとなりましたので、ご報告をさせていただきます。

それでは、まず、項番１の「協定施設について」から説明させていただきます。（１）区民とそれに同行する人が協定を結んでいる民間の宿泊施設を利用する場合に、一般の料金から割引された協定料金で宿泊できる事業でございます。区民の皆様については、さらに協定料金から１泊当たり２,０００円の公費を拠出することで、協定料金よりも安価な料金での宿泊を可能としております。

（２）でございます。保養施設等の廃止・休止に伴う代替施設として、令和元年度より導入された事業でございます。現在、対象施設といたしまして、箱根に２施設、湯本富士屋ホテルは７月１日から開始でございますが、それと湯河原地区で５施設、孺恋地区に１施設の、計８施設で運営をしているところでございます。

項番２でございます。（１）箱根地区における唯一の協定施設である「箱根 森のせせらぎ」は、施設の運営終了に伴いまして、本年８月３１日宿泊分をもって協定を終了いたします。（２）「湯本富士屋ホテル」につきましては、この７月１日の宿泊分から利用開始予定でございますが、４月２７日の当委員会でご報告をさせていただいております。

その後、宿泊事業者と協議を重ねまして、項番３のとおり、箱根地区における新たな協定施設として、「ホテルマロウド箱根」を令和４年９月１日宿泊分から利用できる運びとなり、今回、ご報告をさせていただくものでございます。今後、６月下旬から７月初旬にかけて事業者と協定を締結したいと考えております。区民の皆さんへは、広報千代田 7月20日号で周知をさせていただく予定でございます。

それでは、裏面をご覧ください。

施設の概要でございます。施設名と住所、それからホテルのイメージとして写真を３枚添付しております。一番右端にございますように、こちらのホテルは、食事は洋食がメインとなっております。

（２）の交通でございますが、強羅駅より送迎車で５分の位置にあります。

（３）区民料金といたしまして、２,０００円割引後の利用料金がこちらに記載してございます。なお、ちなみに先日ご報告いたしました湯本富士屋ホテルは、平日１万７,０００円ですので、そちらに比べますと比較的廉価でお泊まりいただける施設となっております。

（４）の予約方法ですが、予約は６か月前から施設へ直接お電話いただくような形でございます。

（５）その他といたしまして、区民以外の同行者は区民料金に、１名につきプラス２,０００円ということで、協定料金となっております。１２月２４日から１月の３日は協定対象外とさせていただきたいと考えております。

報告は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○たかざわ委員長 説明が終わりました。委員の皆様から質疑をお受けいたします。よろしいですか。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。それでは、（１）箱根地区における協定施設の取り扱いについて、終了いたします。

次に、（２）区内中小企業景況調査の実施について、理事者からの説明を求めます。

○末廣商工観光課長 それでは、区内中小企業景況調査の実施についてご報告をさせていただきます。地域振興部資料２をご覧ください。

１、背景・目的です。区は、これまで区内中小企業の景況について継続して調査を行っておりませんでした。今回、調査を実施しまして、区内の状況を的確に把握しまして、中小企業施策に活かすことにより、区内の産業の発展に寄与することを目的とさせていただきます。

２、調査の概要です。名称を千代田区中小企業の景況といたします。

主な内容です。業種別の今期及び来期の景況をD.I.で調査します。なお、D.I.とは、増加と答える企業割合から、減少と答えた企業割合を差し引いた数値のことで、プラス・マイナス、どちらの力が強いかを比べまして、時系列に推移、傾向を見るものになっております。

また、経営上の問題点や重点経営施策などで、複数の項目から選択をいただき、その経過を見ることも調査をいたします。また、特別調査につきましては、信用金庫協会にある調査ごとにテーマを設定したアンケートの調査になります。独自調査につきましては、区が調査毎にテーマを設定して実施するアンケート調査になります。

調査方法につきましては、従前から東京都信用金庫協会が実施する都内信用金庫営業店の職員が事業所に訪問をして経営者にヒアリングしたデータを活用させていただきます。そして、このデータに加えまして、興産信用金庫に協力を頂きまして、業種バランスを考慮した追加調査を行っていただきます。区の独自調査につきましては、東京商工会議所千代田支部にご協力を頂きまして、Webでアンケート調査を実施します。調査する頻度ですが、四半期ごと、３か月ごとに実施をいたします。

３番、公表についてです。第１回目の調査の結果を７月上旬に公表する予定です。掲載につきましては、全ての報告関係が載っている報告書と概要版の２バージョンの予定に

なっております。

報告は以上になります。

○たかざわ委員長 はい。委員からの質疑をお受けします。

○牛尾副委員長 この景況調査は、ほかの区でも実施をされて、私も幾つかの区の見ましたけれども、千代田もこういうふうに企業の景況を知るとというのが大事なことだと思うんですけど、ちょっと遅かったのかなと思うんですよね。千代田の場合、商店、事業所いっぱいあるわけで、なぜ今になってやるというふうになったのか。あとは、この調査の結果をどう活用していくのか、ほかの区ではどんなことに活用されているのか。その辺のことが分かれば、教えていただけますか。

○末廣商工観光課長 まず一つ目のご質問の、なぜ今回、このタイミングで調査をすることになったかということに回答させていただきます。

令和2年度以降の新型コロナウイルスの影響で、区内中小企業の業況が悪化する中、東京商工会議所千代田支部や興産信用金庫と意見交換をする機会を持たせていただきました。今後の施策検討や展開をするには、全国的な景況感に加えて、区内の企業の景況などの動向をつかむために、そういった調査が重要ではないかということが共通の認識に至りました。また連携をこの区内のこういった経済団体の連携を強化して、区内の中小企業支援を行うことが地域経済活性化に必要であると認識した次第であります。そこで、令和3年7月に3者で地域経済発展に関する協定を締結しまして、その中の連携事業の一つとして、景況調査を実施することに至りました。

先ほどご指摘いただいた、遅過ぎるのではないかということに関しましては、改めて他の自治体のほうが、例えば特別区だと23区中、もう既に20区、こういった活動をしているということを考えれば、千代田は遅いというご指摘は、反省しているところでございますが、こういった協力機関と連携をした調査体制を築いて、ここに始められたということは、一つの実績になるのではないかなと考えております。

また、この分析結果をどう活用するかに関して回答をさせていただきます。大きく分けると、三つの視点で活用をできると考えております。一つ目は、D.I.による数値的な景況のトレンドなどの動向。二つ目は、経営上の問題点や重点経営施策による経営環境の変化。三つ目は、特別調査や独自調査により喫緊の課題などの状況の確認を行うことができます。これらを組み合わせることで、既存施策のブラッシュアップや新規施策の立案などに役立てていきたいと考えております。他の区でも同様の調査、またオリジナルの調査をしておりますが、区内の中小企業の景況を調べるという意味では目的が同じですので、施策展開で活用されているということは、私どもも理解しておりますので、同様に我々も活用していきたいと考えております。

以上です。

○たかざわ委員長 よろしいですか。ほかにごありますか。

○林委員 動機は――今の説明で、要は東京商工会議所の千代田支部のほうで7,000社ぐらいでしたっけ、加盟が。全部が中小企業で商工会議所に加盟しているわけではないけれども、ここを中心にやっていくと。で、一つ、他の20区のところと千代田の比較になってくると、興産信用金庫というところをメインに行く、制度融資でもいろいろ利子補給等々でお世話になっているところですけども、よその区では信金とかそういう信用

金庫のところを1社なのか、複数のところと協力体制にあるのか、どういう状況になっているのかというのを説明していただけますか。

○末廣商工観光課長 まず、信用金庫のデータについて、少し説明をさせていただきます。

東京都信用金庫協会が実施しているこちらの調査につきましては、もう昭和の時代から何十年も続いている調査で、時系列に経営者から直接ヒアリングをするということで、都内の全ての信用金庫の営業店の営業マンのほうが、営業活動の中で3か月に1回実施している調査であります。

当初、こちらのデータを千代田区内で活用するために、東京都信用金庫協会にデータの活用を打診させていただいたところ、千代田区内のもともとの調査母数自体が、業種の比較をすると、少し少ない業種もあったということもありまして、そういったことを今後永続的に計測するために、母数を増やしていくためにどうしたらいいかというところで相談をさせていただいたところ、追加で興産信用金庫に抽出していただいて、調査の協力を頂けるということになった経緯でございます。したがって、信用金庫のほうの区内の調査につきましては、210先、調査数を確保させていただいております。また、独自調査におきましては、東京商工会議所千代田支部のほうにご協力いただいておりますが、こちらの調査の対象につきましては、信用金庫協会の調査の企業とは全く関係ない先でして、それは会員様企業300社、主に分科会のメンバーに対してアンケート調査を実施させていただいて、これはD.I.とか時系列で見るとはなくて、例えば、今だと原材料高の高騰について経営の影響はどうかというオリジナルなタイムリーなアンケート調査をするということになりますので、これを組み合わせて並行して調査をすることで、何か経営上の課題だとか、環境の変化というのを捉えるということができる優れた調査だと考えております。

○林委員 そうすると、調査の対象の母数が、今まで従前では210社だった。これがD.I.の、要は日銀短観みたいな形で、数値で継続的にやるのはどれくらい増えるんですか、調査対象の母数というのは。プラスアルファの300社というのは商工会議所のほうの、これは別なんですよ。そうすると、大本のデータとして継続的に管理して行くのは何社から何社かという分野も含めて、どれくらい増えていくのかと。必要経費も含めてお答えしていただきたい。

○末廣商工観光課長 今回、興産信用金庫様に約50社を追加して調査していただいて、それを合わせて210社になります。もともと、そうしますと、興産信用金庫様が追加調査をする前はおよそ160社程度だったということになります。こちらが今後増えていくかといいますと、特にこの母数自体はそういう増減をしないような形で調査させていただいて、仮に今後倒産だとか区外のほうに移転するとか、調査対象から外れた場合は、追加で無作為で抽出して加えていくような形になりますので、200社程度を今後継続的に調査をさせていただく予定になっております。

また、経費につきましては、特にこの協力していただいている興産信用金庫様や東京商工会議所様には、そういった形で負担的なものに関してのお支払いというのはしておりませんでして、費用面におきましては、東京信用保証協会からデータを譲っていただける費用だとか、あとこちらのデータを分析するために委託する民間事業者への委託費用として約200万円程度、予算を組んでおります。

○たかざわ委員長 よろしいですか。

林委員。

○林委員 そうすると、繰り返しになって、東京商工会議所が7,000社ぐらい加盟していて、千代田区内にそもそも中小企業の対象となるのが何社ぐらいあって、これが160社から50社増えて210社になると、どの程度まで分野別で把握できるのか。多種多様なんで、これは日銀短観でも一緒ですけれども、どの分野の企業に聞いていくのか、何人規模の企業に聞いていくのかによって、数値が全く変わってしまうわけなんですよ。大企業中心のところだったら、景気がよくなった。ところが零細のほうは全く違ふとかというのをバランスよく調査しなくちゃいけないはずなんですけど、どういう効果があってというのを説明していただきたいんです。

○末廣商工観光課長 まず、事業規模や業種について説明させていただきます。

事業の業種別には、六つ、区分がありまして、製造業、卸売業、小売業、サービス業、建設業、不動産業となっております。合計210なんですけども、事業者数は、小売業だと、例えば27事業所、一番多い卸売業だと52という形になっていまして、大体30ぐらいを前後に調査するというところになっております。

また、事業所の人数によるんですけども、これも信用金庫のお取引先ということで、大きな人数を抱えている事業所は実態的にはほとんどありませんで、どちらかというと小規模事業者というところになっております。その辺りのこういった規模の企業を調査しているというのは、こちらの報告書のほうにも詳細に掲載させていただきますので、そこからどのように読みほどこかということにもなってくるのかなと思っております。

また、母数が比較的少ないのではないかなという懸念もあると思うんですが、例えば、ほかの区などと比較しても、比較的、我々千代田のほうは210という形で多いほうになっておりますし、東京都全体で言うと数千という形の調査になるんですが、このトレンドを見ても、この母数が210になったからといって下降のほうのトレンドが東京都と比べて随分変わるとか、そういったこともなくて、同じような傾向が見えるということもありますので、照らし合わせるとそういったところの心配というのではないかなと思いつつ、千代田ならではの企業の特徴が見えてくるのではないかなと考えております。まだこのサンプルの状態のものしか出ていないので、またこちらの分析が終わりましたら、改めてこちらの委員会などで報告させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○林委員 この調査自体は別に悪いことじゃなくて、商工会議所も含めてデータというのはやればやっただけ比較材料があるんで、よろしいと思うんですよ。問題はその後の活用の仕方なんです。

で、ちなみに、よその20区のほうは、この先ほどのあれで中小企業の調査をやっていて、どんなブラッシュアップの施策が出てきたのかなというのが気になるんですね。これまで千代田区は決して劣っていないはずなんですよね、中小企業の対策にしても融資制度にしても。どんなブラッシュアップが考えられるのかなというのを、施策ですよ、中小企業対策のところ。スタートアップの目利きがあるというのは、この間自信満々に言っていたんで、今度は中小企業のほうの、本当に身近で区民の方がまちを支えて従業員を雇用していただいているところに、どんな手厚く施策が展開できるのかなというのが、よその区も踏まえてちょっと答えていただきたいんですけれども。



○末廣商工観光課長 恐らくコロナの影響で飲食店だとか、まちの店舗などが非常に売上げなど低迷したときに、何か手だてを打たなければいけないといったときに、私も2年前にそういった形でいろいろ施策というのを検討したんですけども、何か手元に区内のそういった景況感だとか、売上げの減少だとか、数値的に証明できるものがなかなかなくて、それをやる上での根拠というのがなかなかお示しできなかったというところの反省点もあったので、こういったものが必要だということを感じた次第であります。

他の区で、ではこのデータ自体がどの施策に生かしたかということに関しては、特に私どもも確認をしたわけではございませんが、まさに景気の動向だとか変化があったときに、この数値的で表すことが施策展開の根拠になった、活用したということが求められると思いますので、我々もそのように活用をさせていきたいと考えております。

○林委員 何とか分かったような分からないような形なんですけれども、中小企業でいくと、千代田区で、例えばですよ、貸しビル業という、昔は地場産業の一つに位置づけられていたような形で区のもあったんですけど、ここには入るんですかね、中小企業の会社になっていると。要は、空き店舗が問題になっていた時期があって、そこにはどういう施策が必要なんだと、マッチングですよ、お金の財源は千代田区はたんまりあるんですから、そこをどういうふうに財政投入していくのかというのが、なかなか、こう、データは取った、で、どうなんですかと。これまで以上に中小企業、特に、住んで生業を営まれている方にできる限り応援してあげたいというのはあるんですけども、何かあるんですかね、例えば、貸しビルだったら貸しビルにターゲティングをちょっと絞って、イメージを語っていただきたいんですが。

○末廣商工観光課長 まず、貸しビル業に対して調査の対象があるかといいますと、不動産業の中の一部になります。ただ、不動産業といっても幅広く、売買業から賃貸業、あっせんとか、いろいろありますので、なかなかこの貸しビル業に特化した調査というのはこの信用金庫協会全体の調査の中でも、なかなか見えてきづらいものではあると考えております。

一方、我々としましては、そういった何か特定な分野だとか業種とかに特化して調査したいという思いも込めまして、独自調査というものも今回設定しましたんで、例えば、ビルオーナーの方々の課題が何かということを知りたいと思えば、東京商工会議所千代田支部様とご相談した上で、独自の調査でそういった特定の調査をすることも実現できると思いますので、その辺りがほかの区と我々の差別化を図って、独自、オリジナリティーを持つ調査として、今回新たに組み合わせていただくことになりました。

以上です。

○林委員 よその区の優れたのが紹介していただければというのは。

○たかざわ委員長 よその区の例なんていうのは。

○林委員 何か優れた、千代田がやっていなくて、よその区でこんな施策があるんだよとかというのがもしあれば。

○末廣商工観光課長 優れたかどうかというと、大きくほかの区を見ますと、20区、今、実施しているんですけども、この東京信用金庫協会のデータを活用しているのはそのうちの13区、ほかの7区がいろいろ民間事業者と協力したアンケート調査というところを行っているんですけども、特に大本のデータ自体が信用金庫協会のデータを活用している

ものに関しましては、そのリサーチ、調査会社自体も限られた民間事業者でありますので、どこの区を取っても、そんな、差別化というのは実態的には図れていないなと思っています。そういったところを見まして、我々千代田が新たにやるのであれば、ほかの区にはないような取組をしたいという形で独自調査ということを追加をさせていただいたということになりますので、ほかの区のことをどうというあれはないですけど、我々は我々のオリジナリティーで優れたものができたんじゃないかなと考えております。また、独自でやっている調査につきましては、主に、訪問というよりも郵送でやっているようなところがあるので、回答率が非常によろしくなかったりするようなこともあるので、そういったことも、我々もやり方手段は考えたんですけども、やはりやるんだったら時系列にちゃんと同じ先から調査ができるような、こういった訪問活動を利用した調査のほうが優れていると思って、今回こういった形で実施させていただくようになった次第です。

以上です。

○清水地域振興部長 区内の中小企業の景況調査を改めて実施させていただきますということでご報告を申し上げました。担当課長がご説明を申し上げましたとおり、この信用協会等の調査、古くから昭和の時代からやられている調査を大本に活用させていただきながら、私どもの独自の調査もしていくということで、ご指摘いただきましたように、ほかの区ではもう随分前からやっているのではないのということでございます。これは担当課長がご説明申し上げましたように、私どもとしては一つは反省点としてあろうかと思っております。行政として区政として、商工振興施策を担っていくに当たって、区内の中小企業の景気動向等々について、常に把握をしておくすべということ言えば、不足をしていた部分かと、反省をしているところでございます。

一方、もう一点でございます。これは、確かにご指摘のように、ベースとなる調査として、商工振興施策を検討していくに当たりましてベースとなる調査となろうとは思っております。その一助となろうとは思っておりますが、区政として行っていく商工振興の取組というのはなかなか難しいものもあろうかと思っております。何かこう、日本経済、コロナも含めまして非常に低迷をしている、物価が高騰している、そういうような状況に区政で何か特効薬なものをぽんと示せるということが簡単にできるかと申しますと、様々な業種、様々な業態、様々な経済状況を踏まえての流れというものもございまして、そう簡単なものでもないかなというふうに思っております。

したがいまして、調査をさせていただきたいと思っておりますけれども、調査をすればすばらしい施策を必ず出しますというお約束はなかなか難しいかなというところも正直なところではございます。ご指摘の点はしっかり踏まえながらも、ベースとなる調査はしっかりやりながら、また議会の皆様とご相談させていただきながら、中小企業の、住んでご商売をやられている方を中心に、いかにして支えていけるかというものを検討してまいりたいと思っております。

○たかざわ委員長 よろしいですか。

小野委員。

○小野委員 よく理解できました。ありがとうございます。1点だけちょっとリクエストと申しますか、ご検討の余地がありそうかどうかです。

今回、特別調査と独自調査というのがあって、訪問をして、そしてウェブの調査もある

ということなんですけど、私も商工会議所に入っているんですけど、とにかく調査、アンケートの協力が多くて、意外とスルーする可能性があるかなというふうに思っています。で、実際答えようと思ったときに、アンケートを見ると、例えば特別調査のテーマ設定、これまでたくさんのテーマが設定されていると思うんですけども、独自調査が、例えば業態によっては、答えやすい、答えにくいというのがすごく多くあると思うんですね。ですので、業態によって、どこの業態を狙っているのかというのがある程度分かる独自調査を何パターンか同時に走らせるご予定があるのか、それとも今回は、今回1回目の独自調査はワンパターンだけでやってみるというのなのか、その辺によって回答率も含めて変わってくるのかなと思うんですけど、この辺の検討状況はいかがですか。ちょっともう7月ということなので、大体決まっているかなと思って聞いています。

○末廣商工観光課長 ありがとうございます。

まず、回答率を高くするということは、我々も一つの課題だと考えておりました、千代田支部様とご相談させていただいて、我々としては会員数は7,000あるんで、7,000、調査をしたいという将来的な思いはあるんですけども、なかなかそこをやっても回答率というのは上がらないだろうということも相談の上で分かりましたんで、まずは高い回答率を望まれる分科会のメンバーの企業様、約300から始めていこうという形になりました。その中ではいろんな業種、分科会がありますので、飲食店だとか、それこそ不動産だとか、製造業とか、幾つかの分科会がある中、まずは全ての分科会のメンバーの300社をターゲットにやらせていただくという話になっています。

また、テーマなどを定めながらやるということも一つの方法だろうと私も考えておりました、今の時代において、そのテーマでやるというのがいいか悪いかというのは、まず所属で検討しながら、調査会社などと、分析会社などとも検討しまして最終的なテーマを決めるんですが、この独自調査につきましては第2回からさせていただいてございしますが、最初は全てのどの業種でも当てはまるような広い視野でのアンケート調査をさせていただいて、その中でまた、この、時がたつにつれて、環境の変化もある中、この業種について聞きたいことがあればこういったテーマでやりたいだとか、こういった業態について知りたいとか、幾つかまた出てくると思いますので、もしそういった形でリクエストなどありましたら、我々のほうにご提案いただければ、アンケートのほうを幾つかパターンをご用意させていただいて、しかるべきタイミングで行っていきたいと考えております。

○小野委員 はい、分かりました。ありがとうございます。大丈夫です。

○たかざわ委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 それでは、（2）区内中小企業景況調査の実施について終了いたします。

次に、（3）土曜開庁の試行的再開について、理事者からの説明を求めます。

○山下総合窓口課長 地域振興部資料3に基づき、土曜開庁の試行的再開についてご報告いたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、現在休止しております総合窓口課の土曜開庁について、7月から試行的に再開いたします。土曜日の開庁につきましては、

7月から毎月、第3土曜日の8時半から17時までといたしまして、第3土曜日が祝日の場合には第4土曜日に開庁いたします。

取扱い業務につきましては、戸籍届出の受領、住民票の異動届、各種証明書の発行、マイナンバーカード関係の手続、税・保険料等の納付等、2に記載のとおりでございます。従来土曜日に開庁していたときと同じ内容でございます。

周知方法につきましては、7月5日号の広報千代田及びホームページに掲載してまいります。試行開始後に、土曜来庁の住民の方のニーズを分析してまいりたいと思っております。

説明は以上でございます。

○たかざわ委員長 はい。質疑があればお受けいたします。

○牛尾副委員長 土曜開庁は分かりました。一方、平日ですね、前、週一遍水曜日でしたっけね、夜まで開庁していたということがありましたけれど、この17時以降の開庁については検討されているんですか。

○山下総合窓口課長 現状では、まず土曜日の月1回を試行的に開始させていただいて、平日については従来どおり17時までとさせていただきたいと思っております。

○牛尾副委員長 それは要するに今後開庁を延長するということについては検討もしないということなのか、それともどこかでまた試行的にでもやっていくのか、その方向性。

○山下総合窓口課長 土曜開庁と平日の夜間の延長につきましては、新庁舎、こちらの庁舎、平成19年のオープン時から、住民のサービス向上のために行っているものでございます。しかし、一方で、平成31年2月から、マイナンバーカードを利用して、住民票の写し等の証明書を、コンビニに設置している専用端末で取得できるようになってございます。で、来庁される方の一番の目的は証明書の発行というところの利用目的の方が多くなってございます。マイナンバーカードの交付率というのが、令和元年末で23.4%だったんですけれども、令和3年度末では47%と、着々と増えてございます。それに伴って証明書の発行をコンビニサービスを利用して取られる方が年々増えてございます。ですので、コンビニですと土日も証明がお取りできますし、夜遅くまで証明が取れますので、そういった状況も踏まえつつ、総合的に今後検討していきたいと思っております。

○たかざわ委員長 よろしいですか。

○牛尾副委員長 はい。

○たかざわ委員長 ほかにございますか。

この土曜開庁の試行的再開というのは、これは区民の要望があったということなんでしょうか。

○山下総合窓口課長 平日の夜間延長についてはお問い合わせは頂いていないんですけれども、土曜開庁につきましては、月に数件、お問い合わせを頂いています。というのは、理由がありまして、転入の手続をされる方というのが、どうしても来庁していただかないと手続が取れないということになります。ですので、まずは月1回で開始をさせていただいて、状況を見させていただきたいと考えてございます。

○たかざわ委員長 はい。

ほか、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。それでは、（3）土曜開庁の試行的再開について終了いたします。

次に、（4）税制改正について、理事者からの説明を求めます。

○伊藤税務課長 地域振興部資料4に基づきまして説明をさせていただきます。本案件、第2回定例会で議案として出させていただき予定の特別区税条例の一部の改正の事前の情報提供でございます。

1番ですけれども、国の税制改正に伴いまして地方税法の一部が改正されまして、それによりましての所要の改正で、全国一律の改正となっております。

2番の概要ですけれども、（1）の①につきましては、様式等の規定を整備するものでございます。

（1）の②につきましては、上場株式等の配当所得等に係る所得税と個人住民税の課税方式を一致させる規定整備を行うものでございます。

（2）所得税において、住宅ローン控除の適用期限を4年延長し、令和7年末まで入居者を対象とするなどの措置が講じられることに伴いまして、所得税から控除しきれなかった額を、控除限度額内で個人住民税から控除をいたします。また、控除限度額については、消費税引き上げによる需要平準化対策の見直しに伴う規定整備を行うものでございます。

施行期日の予定でございますが、（5）に記載しておりますけれども、令和5年1月1日及び令和6年1月1日の予定でございます。

説明は以上でございます。

○たかざわ委員長 はい。本件も第2回定例会の提出予定案件ということですので、概括的な質疑や資料要求などがありましたらお願いいたします。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。それでは、（4）税制改正について終了いたします。

次に、（5）千代田区・区内大使館等国際交流イベントの開催結果について、理事者からの説明を求めます。

○恩田文化スポーツ担当部長 担当課長、出張公務のため、私のほうからこの件についてご報告をさせていただきます。

千代田区・区内大使館等国際交流イベントの開催については、4月27日の本委員会にご報告させていただいたところですが、今回は開催結果について、地域振興部資料5に基づきましてご報告をさせていただきます。委員長をはじめ、委員の皆様には、ご参加いただきありがとうございます。

項番1、趣旨でございます。国際平和都市千代田区宣言の趣旨を踏まえ、身近な国際交流の取組として、区内にある17の大使館等及び文化会館と国際交流イベントを開催するものです。平成30年度から区内大使館等連絡会議を17の大使館等と開催し、東京オリンピック・パラリンピック2020大会を契機に開催することとしておりましたが、大会の延期及び新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、2年続けて中止となり、今回が初めての開催となっております。

項番2、概要です。各国紹介パネル展が5月23日から27日の5日間で、延べ296人の来場者がありました。国際交流フェアは5月28日のみの開催で、来場者、参加者は延べ780人でした。

項番3、大使館別の参加内訳は表のとおりですが、右側のパネル展は17各国全部の参加となり、インドはガンジー翁展、チュニジアとパレスチナは観光案内も行いました。国際交流フェアについては、ステージは6か国と、あと法政大学にお願いをし、ブース・ワークショップは11か国と、和紙の紹介、留学生の方にもご参加いただいております。

最後の米印ですけれども、5月28日の国際交流フェアには、9大使館等から、大使をはじめ15名の方々が参加されております。

来年度以降も継続して実施していく予定となっております。

報告は以上です。

○たかざわ委員長 はい。委員からの質疑を受けます。よろしいですか。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。それでは、(5)千代田区・区内大使館等国際交流イベントの開催結果について終了いたします。

以上で、日程1、報告事項が終わり、日程2、その他に入ります。

委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 よろしいですか。

理事者のほうから何かございますでしょうか。よろしいですか。

はい。それでは、本日はこれもちまして閉会といたします。お疲れさまでした。

午後2時27分閉会